

新型コロナウイルスワクチンに関するお知らせ

新型コロナウイルスのワクチン接種は、国の制度設計のもと、市が主体となって実施します。接種前には、「接種券」を対象者の住民登録住所宛てに郵送します。まだ決定していないこともあり、現在計画されている事業の概要をお知らせします。

接種時期 ワクチンの供給ができるようになったときには医療従事者などへの接種が速やかに始められるよう、県の調整により準備が進んでいます。

ワクチンの供給や接種の体制に関する計画が整い、スケジュールや接種を行う医療機関などが決まり次第、市民の皆さんへお知らせします。

接種回数 現在確保を見込んでいるワクチンについては、2回接種となる見込みです。

接種対象・接種順位 ワクチンは徐々に供給が行われることとなりますので、一定の接種順位を決めます。

て接種を行っていく予定です。現時点では、次のような順で接種を行う見込みです。

- ① 医療従事者等
 - ② 高齢者(令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた人)
 - ③ 高齢者以外で基礎疾患を有する人や高齢者施設などで働いている人
 - ④ それ以外の人(現時点では16歳以上の人)
- ※接種は任意です。また、妊婦を優先するかどうかや子どもが接種の対象となるかどうかなどは、安全性や有効性の情報などを見ながら検討されます。

接種費用 全額公費で接種を行うため、個人負担はありません。

ワクチン接種へ向けて体制を強化しました

市では、ワクチン接種事業を「感染症対策室」が担当することとし、同事業の迅速な対応を図るため、1月25日から体制を強化し取り組んでいます。国・県および医療機関との連携を図りながら、ワクチン接種を円滑に行うための準備を進めています。

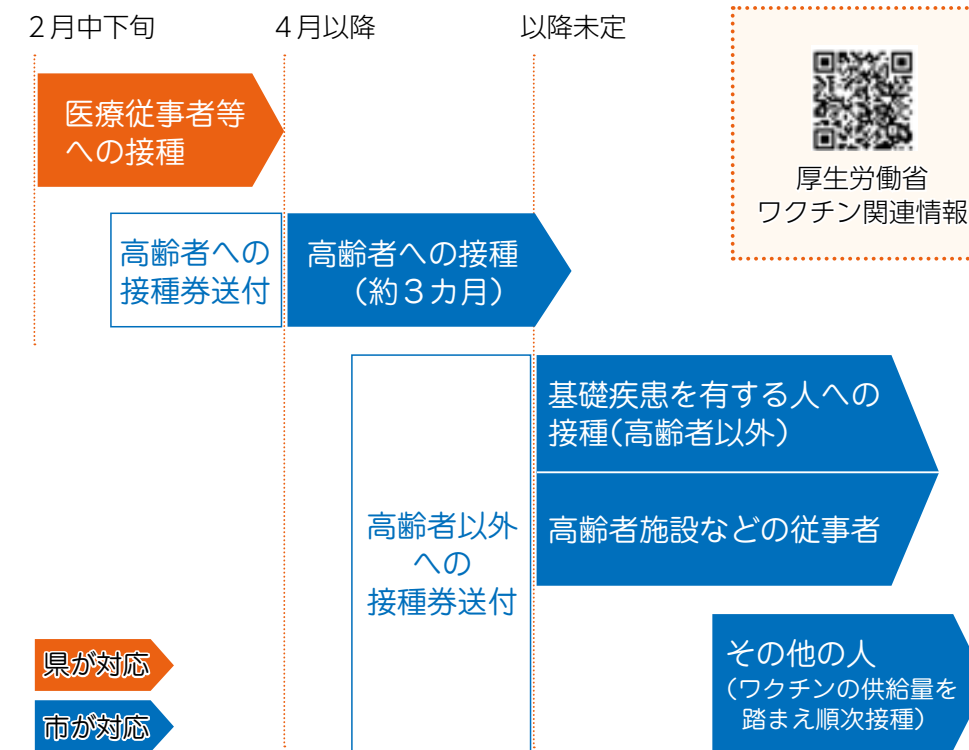
問 感染症対策室 ☎(21)1180

生活・事業を支えるための支援一覧



支援名	内容	問い合わせ
休業支援金・給付金	休業期間中に賃金が支払われない中小企業の従業員へ月額最大33万円	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
ひとり親世帯への臨時特別給付金 申請期限 2月26日(金)まで	児童扶養手当受給者などへ臨時特別給付金	こども未来課 ☎(21)0288
出産特別応援金(ようこそ赤ちゃん応援金)	令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた新生児へ1人当たり10万円	健康づくり課 ☎(21)0267
傷病手当金の支給 (国民健康保険・後期高齢者医療保険)	感染し、勤務ができなくなり給与を受けられなくなった人への手当金	健康づくり課 ☎(21)0258
住居確保給付金	住居を失うおそれのある人などへ家賃を支援	高梁市生活あんしんサポートセンター ☎(22)9111
市税の納税猶予	収入が減った人の納税を猶予	税務課 ☎(21)0215
保険税・保険料の減免	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免	税務課 ☎(21)0214 / 健康づくり課 ☎(21)0258
年金保険料などの猶予	収入が減った人の国民年金の支払いを猶予	日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21)0570
緊急小口資金・総合支援資金	生活資金でお困りの人へ特例貸し付け	社会福祉協議会 ☎(22)7243
持続化補助金	事業再開へ向けた投資をする小規模事業者へ最大150万円	高梁商工会議所 ☎(22)2091 / 備北商工会 ☎(42)2412
高梁市サテライトオフィス等整備事業費補助金	テレワークやオンライン会議など多様な働き方を可能にするサテライトオフィスを市内に整備する費用の補助	産業振興課 ☎(21)0229
特定事業継続支援金 申請期限 2月28日(日)まで	影響を受けた特定事業者(宿泊・旅客運送・旅行)が事業を継続するための支援金	岡山県事業継続特別支援金受付係 ☎086(226)7924
岡山県事業継続特別支援金 申請期限 3月1日(月)まで	雇用保険の被保険者が21人以上の事業者へ1人当たり2万円	岡山県事業継続特別支援金受付係 ☎086(226)7924
雇用調整助成金	雇用者の休業などに対する休業手当を助成	ハローワーク高梁 ☎(22)2291
高梁市雇用安定助成金	雇用調整助成金の交付決定額の3%を市が追加助成	産業振興課 ☎(21)0229
新型コロナウイルス感染症特別貸付 / 特別利子補給制度	運転資金や設備資金を実質無利子・無担保で融資するなど	日本政策金融公庫事業資金相談 ☎0120-154-505 / 中小企業融資・給付金相談窓口 ☎0570-783-183
セーフティネット保証4号(突発災害)・5号(業況悪化)・2条6項(危機関連)	運転資金や設備資金の融資認定	産業振興課 ☎(21)0229

ワクチン接種の接種順位(予定)



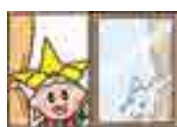
※このページの内容は、令和3年2月8日時点で国が示している情報によるものであり、今後見直される可能性があります。

いつでもマスク 周囲に人がいるときは必ずマスクをしてください。(フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ飛沫防止効果が弱い) 会食時は食べるときだけマスクを外し、会話するときはマスクを着用しましょう。



3密の回避

密閉、密集、密接となる場面を避けましょう。



手洗いと消毒

こまめに手指消毒を行い、帰宅したら必ず手洗いとうがいをしましょう。

